

## 竹富町撮影に関する規則

令和2年8月19日規則第11号  
改正 令和3年11月17日規則第10号

### (目的)

第1条 本規則は、町内での撮影行為において各関係機関への適正な手続きと周知により、町民生活や自然環境の保全に対する理解を促し、環境意識の向上と町民や撮影者等の安全の確保及び本町のイメージと秩序を保つことを目的とし、定めるものである。

### (定義)

第2条 本規則において「町内」とは、町の行政区画及び町周辺の国立公園、自然環境保全地域等の海域をいう。

2 本規則において「撮影」とは、映画、放送番組、CM、プロモーションビデオ、スチール写真、動画共有サービス向け等の映像作品を製作するうえで、カメラ、ビデオカメラ等で撮ることをいう。また、映像作品の製作の有無に関わらず、無人航空機等を使用して撮ることをいう。

3 本規則において「無人航空機」とは、人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものをいう。

### (撮影届出書の提出)

第3条 町内に居住していない者であって、商業目的、営利目的で撮影を行う者は、撮影予定日の2週間前までに必要書類を揃え、本町へ撮影届出書(第1号様式)を提出するものとする。

2 町内に居住していない者であって、個人における無人航空機等を使用した撮影を行う者は、撮影届出書(個人用)(第2号様式)を提出するものとする。

### (撮影者の責務)

第4条 撮影者は、自然環境に関する関係法令等を遵守し、本町の自然生態系へ最大限の配慮をしなければならない。また、西表島内で入林を伴う撮影を行う場合は、竹富町観光案内人条例(令和元年9月20日条例第19号)に基づき、町長から免許を取得した観光ガイドを同行させるものとする。

2 撮影者は、無人航空機等を飛行させる場合は、無人航空機等に関する関係法令を遵守し、地元公民館の意向に沿った撮影を行うものとする。

3 撮影者は、その撮影場所が町民の生活圏内である場合、騒音や夜間の撮影、また肖像権やプライバシー権に対し、特に十分な配慮をし、公の秩序または善良の風俗を害する恐れ

のある行為をしてはならない。

- 4 撮影者は、撮影により生じたゴミ等は責任を持って処分し、必要に応じて撮影場所の原状回復に努めなければならない。
- 5 撮影者は、善良な管理者の注意を怠ることなく、撮影中に事故等が起きないように常に安全管理を徹底しなければならない。万が一撮影中に事故等が発生した場合は、必要に応じて速やかに119番通報する等、然るべき対応をとるものとする。
- 6 撮影者は、第3条に定める撮影届出書の内容に変更があった場合は、ただちに本町へ報告し、協議するものとする。

(悪質な撮影行為への指導)

第5条 前条に掲げる責務が果たされず、町民生活や自然環境への悪影響、その他町長が悪質な撮影行為を行ったと判断した場合は、当該撮影者に対し、指導を行うものとする。

(会社名等の公表)

第6条 前条の指導後、町長が指摘事項への改善が行われなかったと判断した場合は、本町HPにて会社名等を公表するものとする。

(経過措置)

第7条 第4条第1項に掲げる「町長から免許を取得した観光ガイド」に関して、竹富町観光案内人条例施行規則で定める経過措置が適用される者については、従前の例によるものとする。

(雑則)

第8条 本規則に定めるもののほか、町内の撮影に関し必要と認められる事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則 (令和2年8月19日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年11月17日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。